

トピック：第5回 OECD 責任ある企業行動に関するグローバルフォーラム
(5th Global Forum on Responsible Business Conduct, 6月28~30日、パリ OECD 会議場)
——国連指導原則と OECD ガイドラインを活用し、RBC に関する政策に一貫性を

2017年6月29-30日、経済協力開発機構 (OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development) 本部 (パリ) 会議場にて、「第5回 責任ある企業行動に関するグローバルフォーラム (5th Global Forum on Responsible Business Conduct)」(RBC フォーラム) が開催され、責任ある企業行動 (RBC: Responsible Business Conduct) の推進と実践について議論が交わされた。前日28日には、「政策立案者のための円卓会議 (Roundtable for Policy Makers)」が開催され、RBC に関する各国政策の実施責任者が意見を交換した。本稿は、3日間の RBC フォーラムで行われた議論の内容を報告する。

RBC 推進のための政策の一貫性

政策立案者のための円卓会議の各セッションでは、Policy Coherence (政策の一貫性) という言葉が繰り返し使われた。RBC を推進するためには、OECD 多国籍企業ガイドライン (OECD Guidelines for Multinational Enterprises、OECD ガイドライン) の実行を企業に求めるだけではなく、貿易・通商政策や開発政策など関連する政策において RBC を組み込み、政策に一貫性を持たせる必要があるとの認識が高まっている。OECD ガイドライン及びビジネスと人権に関する国連指導原則 (指導原則) は互いに補完的役割を持ち、協調し、RBC の実現を支えるものである。各国政府関係者は、RBC を統合的な視点から捉え、企業をはじめとする社会の関係者に対し、相互の関係を正しく伝え理解を促す必要がある。

●政府による意思表示の必要性

政府が企業に対し、RBC の実行を求めるのであれば、政府自身が明確な意思を示し、RBC 実践の先頭に立って手本を示さなければならない。政府が取るべき行動は、「Leading by example (模範を示し導く)、まず政府自身が市場参加者として RBC を実施することで企業に対して何を求めているかを示す」、「Silo busting (縦割り組織を崩し)、政府の異なる機関が協力し、政策や外交の場において協調を図る」、「他国の政府から学び、経験を活用する」、「政策意思を明確に示す」、「聞き入れがたい (批判的な) 声にも

耳を傾け、透明性をもって情報公開を行う」、「政府自身のレバレッジを活用する」、「政府が求める RBC を、具体的な法規制あるいは非司法的な要求として企業に示す」。

●国別行動計画策定のメリット

RBC に関する政策の一貫性をもたせる手段の一つとして、指導原則に基づく国別行動計画 (NAP) の策定が推奨され、RBC 推進への効果に関して意見が述べられた。「初めに政府がコミットメントを示すことが重要」、「NAP 策定プロセスには、多くのステークホルダーを巻き込まなければならず、そうすることが NAP の実行と RBC の実現に役立つ」、「NAP 推進には、政府各省庁及び関係機関間の協力と関与が必須」、「NAP 基礎調査は、現状のギャップを明らかにし、課題を担当すべき関係省庁を特定するのに役立つ。調査のプロセスが RBC 政策の一貫性を担保するための良い機会となる」、「NAP 策定プロセスに普遍的定期審査 (UPR) を活用することが、政策に一貫性を持たせるのに役立つ」、「NAP 策定後は実施状況のモニタリングと定期的なレビューが欠かせない」。

●NCP¹が提供する救済措置の役割

OECD ガイドラインは、指導原則の成立と同期し、2011年の改定時に人権に関する章を新設した。企業には人権を尊重する責任があり、適切なデューディリジェンスを実施することを求めている。OECD ガイドラインは、指導原則の第3の柱である、救済のアクセスを担うことが強調された。「NCP は指導原則における救済措置の提供主体だが、これを各国の NCP が認識しているかは疑問。役割の再定義が必要である」、「NCP の実績は被害者に提供された実効的な救済措置の数で評価されるべきである」、「各政府は NCP の機能を強化することを推奨する」。

¹ OECD ガイドラインに参加する国が、同ガイドラインの普及、照会処理、問題解決支援のため設置する「連絡窓口」(NCP: National Contact Point)。指導原則の第3の柱 (救済へのアクセス) においては、国家は、司法、行政、立法またはそのほかのしかるべき手段を通じて、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるように、適切な措置を取るように定めている。NCP はこの救済へのアクセスを実行する役割を実質的に担う機能のひとつとされている。

●持続可能な開発目標と RBC

RBC の推進、すなわち OECD ガイドライン及び指導原則の推進と持続可能な開発目標 (SDGs) との間に正の相関があることが示された。「サプライチェーン上における子ども、強制労働、女性、労働者の権利等、様々な問題を認識し、コミュニティ等と協力してこれを解決する効果は、人権に対するマイナスのインパクトを抑えるだけではない。これらの問題を解決することによって、住民の生活が大きく改善し、SDGs の達成につながる」。

RBC 推進の具体的手法

●政府公共調達

政府はグローバル市場における最大のバイヤーである。まさに **Leading by example** として、公共調達方針に RBC 基準を取り入れることが RBC を促進する重要なレバレッジとなる。責任ある公共調達はより公正な競争を促す。EU の 2014 年公共調達指令では質的アプローチを重視し、調達プロセスにおいて社会、人権に関する基準を設けることを明示的に勧めており、ツールや実務を共有するプラットフォームがある。ノルウェーでは公共調達法第 5 条に環境、人権その他社会的配慮が明記されているが、基準設定およびレベル測定の難しさ、サプライヤーが基準を満たすために能力をどう向上させるかなどの課題が共有された。米国連邦政府調達における強制労働、児童労働の排除の仕組み、スウェーデンの自治体におけるサプライヤーの CoC (行動規範コード)、日本の東京オリンピックの持続可能な調達コード、ロンドン大学における調達での工夫などが情報共有された。

●RBC と経済外交ツール

政府は海外で操業する自国の企業に対する支援 (経済外交ツール) を使い、RBC を推進できる。カナダは、外務省に採掘産業 CSR カウンセラーを置き、企業や CSO へ助言している。貿易委員会 (Trade Commission) サービスの担当は RBC 研修を受け、投資先国での支援に備えている。政府公共調達先へ、政府要求への一貫性を担保する宣言書 (Integrity Declaration) への署名を要求し、デューディリジェンスの過程で問題が見つかった場合、NCP との協働を求め、これに応じない企業は貿易委員会から支援を受けられなくなる。ドイツは、NAP に海外貿易振興の観点を盛り込み、輸出信用機関 (ECA) との関係を記載するなどの検討を行っている。企業が NCP に協力しない場合は、ECA のサポートを受けられなくなる。UNDP は中国における RBC 促進を支援している。オランダは、企

業が海外経済ミッションに参加する際には、OECD ガイドラインへの理解の署名が求められる (RBC と SDGs の関係を明らかにしている)。ノルウェーの ECA は、統一手法で運営するために、ベストプラクティスを共有している。EU は、貿易政策に RBC を導入し、対ベトナムと対韓国の FTA に RBC を入れている。

RBC 推進の議論

●RBC 推進のイシュー

広く企業、市民社会、政府関係者等が参加した 2 日間の RBC フォーラムは、アンヘル・グリア OECD 事務総長が「OECD ガイドラインと NCP は、NAP において重要や役割を担う」と述べた。NCP システムは NAP の実践を担う機能を持ち、OECD ガイドラインと指導原則の 2 つは共に RBC の推進を支えるとした。RBC の推進は領域を超え、他国の政策領域へ入り込む問題であるため「各国が、RBC を自国の法や規制に入れ込んでいくかが今後の課題だ」と指摘した。各セッションでは、グローバルサプライチェーンにおけるデューディリジェンス、機関投資家のためのデューディリジェンス、NCP、気候変動、政府公共調達、企業活動、移民労働者、腐敗防止、SDGs、リーダー育成、ファイナンス、テクノロジー、投資先からの撤退等のイシューについての議論が行われた。

●企業における RBC の主流化



トータル社やネスレ社がパネリストとして参加し、企業の RBC 推進について議論するセッションでは、アジア経済研究所から山田美和が、日本企業の RBC 推進の実態を報告した。ASEAN6 か国で行った日本企業の RBC 実態調査の結果より、「日本企業は RBC の実践を取引先へ求め、求められる関係にある。RBC 推進には、サプライチェーンにおけるレバレッジを使うのが有効だ」と述べた。日本企業が自己規律の下に RBC を推進する例として、ミャンマーで産業廃棄物処理業を運営する、DOWA ホールディングスの事例を紹介した。異なる国での RBC の運営について、「企業は投資先の国毎に異なる文化や歴史による問題に直面しており、コンテクストに対処することが重要」と述べた。

(アジア経済研究所 新領域研究センター

法・制度研究グループ/井上直美)